

安曇野市建設工事簡易型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が行う建設工事等の簡易型一般競争入札の実施に関し安曇野市建設工事等事務処理規程（平成17年安曇野市訓令第42号）及び安曇野市建設工事一般競争入札実施要綱（平成19年安曇野市告示第145号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「簡易型一般競争入札」とは、一般競争入札において、市の発行する入札参加資格級別格付決定通知書により入札参加資格の確認を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

(対象案件)

第3条 対象となる案件は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が130万円以上で1千万円未満の建設工事のうち、安曇野市建設工事等指名選定委員会（安曇野市建設工事等指名選定委員会設置規程（平成17年安曇野市告示第148号）第1条に規定する委員会をいう。以下同じ。）が指定したもの
- (2) 前号に定めるもののほか、安曇野市建設工事等指名選定委員会において簡易型一般競争入札によることが適当であるとしたもの

(入札参加資格)

第4条 簡易型一般競争入札に参加することができる者は、安曇野市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、次の各号に掲げる事項について対象案件ごとに定める条件を全て満たす者とする。

- (1) 有資格者名簿に登載されている業種ごとの等級格付
 - (2) 本店又は支店の所在地
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成27年安曇野市告示第110号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者は、簡易型一般競争入札に参加することができない。
- 3 次の各号に掲げる者は、同一の簡易型一般競争入札に参加することができない。
- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
 - (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者
- 4 第1項各号の対象案件ごとに定める条件は、安曇野市建設工事等指名選定委員会にお

いて決定する。

(公告)

第5条 簡易型一般競争入札を実施するときは、要綱第3条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項も併せて公告するものとする。

(1) 設計図書等に関する質問、回答の期限及び方法

(2) 設計図書等の閲覧方法

(3) 落札者決定方法

(設計図書等に関する質問及び回答)

第6条 設計図書に関する質問及び回答は、契約検査課を窓口とし、別に定める様式によりファクシミリ電送又は電子メールを用いて行うものとする。この場合において、質問及び回答は、市ホームページに掲載するものとする。

(入札参加申請)

第7条 簡易型一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格級別格付決定通知書を提示することにより、入札参加申請に代えることができる。

(入札の方法)

第8条 入札会場において市が指定した入札書により行う。

2 入札参加者希望者は、入札参加資格級別格付決定通知書(原本)を入札会場で提示することにより、入札参加資格の確認を受ける。

3 入札会場に入札参加者希望者が入札参加資格級別格付決定通知書(原本)を提示できない場合は、当該入札に参加できないものとする。

4 入札参加者は工事費内訳書を持参し、必要の場合は提出するものとする。

(落札者の決定)

第9条 予定価格以下で最低の価格を提示した者(最低制限価格未満での入札者を除く。)を落札者とする。

(1名応札の入札)

第10条 入札の応札者が1名の場合は、当該入札を執行する。

(現場説明会)

第11条 入札案件についての現場説明会は、行わない。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月3日付企画財政部長決裁)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日付総務部長決裁)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日付総務部長決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。